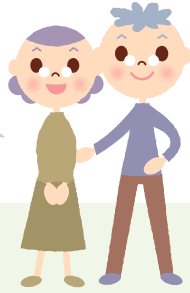


# 基本構想策定の社会的背景

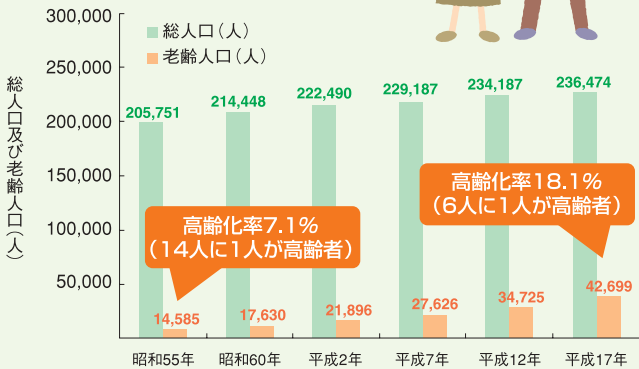
全国的に高齢化が急速に進み、富士市においても高齢化率は年々高まっています。また、障害者数も年々増加している中で、障害者も健常者と同じように活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方が浸透してきています。

少子高齢・人口減少社会を迎えている今日、富士市の高齢人口は年々増加を続けており、現在は約6人に1人が65歳以上のお年寄りとなっています。また、富士市の障害者数も年々増加を続けています。このような中で、障害者も健常者と同じように活動できる社会を目指す「ノーマライゼーション」の考え方が浸透してきています。

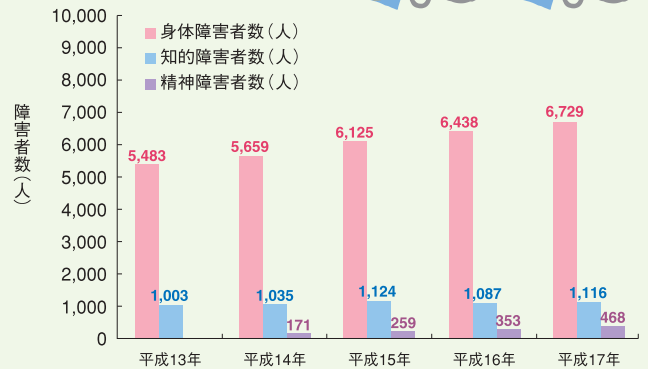
富士市の高齢化率は年々高くなっています。



富士市の障害者数も年々増えています。



富士市の総人口・高齢人口(65歳以上人口)と高齢化率の推移



富士市の障害者数の推移

## 社会的課題

- ◆ 誰もが安心・安全・快適に社会生活を営むことのできる環境が必要となっています。
- ◆ 鉄道駅や市街地などにおいて、バリアフリー化(段差や勾配の解消など)が必要となっています。

このような社会的課題に対応するため、国土交通省では、平成17年に策定された「ユニバーサルデザイン政策大綱」を踏まえ、従来のハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「バリアフリー新法」を新たに制定しました。

### ハートビル法(平成6年制定)

一定規模以上の建築物のバリアフリー化の推進を目的として制定された法律です。

### 交通バリアフリー法(平成12年制定)

旅客施設やその周辺空間のバリアフリー化の推進を目的として制定された法律です。

## ユニバーサルデザイン政策大綱(平成17年策定)

- ・ユニバーサルデザインの視点からの、5つの基本的考えと10の具体的施策
- ・ハートビル法と交通バリアフリー法の一元化

## バリアフリー新法(平成18年制定)

ハートビル法と交通バリアフリー法を統合するとともに、バリアフリー化の対象施設を新たに追加するなどの拡充策が図られました。また、すべての障害者が対象とされました。